

総合支援資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人
和歌山県社会福祉協議会 会長 殿

- 申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資金の借入れを申請いたします。
- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
- 借入申込時の内容や貸付後の生活・就労状況等については、社会福祉協議会・民生委員・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等との間で情報共有を行うことについて同意します。
- 貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- 私は現在、生活保護を受給していません。
- 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
- 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
- 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
- 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記内容に相違ありません 署名

※太枠内をご記入ください。

記入年月日 令和2年 月 日

借入申込者 氏名 印 性別 生年月日 大正昭和平成 年 月 日 現住所 勤務先名称または職業 勤務先等住所 電話

借入申込者の世帯状況 table with columns: 氏名, 続柄, 年齢, 生年月日, 勤務先・学校名, 疾病・障害・要介護等の状態

借入理由 借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を具体的に記入

申込金額 借入月額 借入期間 借入総額

○貸付決定時貸付金振込口座(原則借受人名義に限ります)

金融機関 支店名 預金種別 口座番号 口座名義人

返す方法 月賦(口座振替)となります 据置期間 償還期間

緊急小口資金(特例貸付)の利用 外国籍の方で在留期間が1年以内の方

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を別紙③-1記載、都道府県毎に設置しております。

(1) 和歌山県社会福祉協議会の苦情受付窓口 総務・資金部 生活資金班（電話 073-435-5223）

(2) 福祉サービス運営適正化委員会（電話 073-435-5527）

各都道府県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所変更及び改名・改姓したとき。
- (2) 借受期間中に新たに就職したとき
- (3) 他の公的な給付又は貸付が決定したとき又は却下されたとき
- (4) 世帯の状況に著しい変更があったとき
- (5) 死亡、または所在不明になったとき。
- (6) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

総合支援資金特例貸付

借用書

借用金額

万円

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

※都道府県社協記入欄

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

住 所	
氏 名	印 (実印)
生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 借入金の内訳	借入月額	月 万円× か月 (最大3か月)
	据置期間	か月 (最大12か月)
	償還期間	年 か月 (最大10年)
3 貸付金の償還	償還方法	据置期間終了後、月賦償還
4 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、 <u>年利3.0%の延滞利子を徴収します。</u>	

【留意事項】

- ①上記の太枠内は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

※以下、社会福祉協議会記載欄

地 区	年 度	資 金	貸付コード	市町村社協	
				民 協	

